

令和6年度 集団指導

(計画相談支援・障害児相談支援)

質問票に対する回答

Q サービス提供時モニタリング加算について

サービス提供時モニタリング加算について、モニタリング家庭訪問と同時に実施した場合、記録はそれぞれ作成する必要がありますか。

あるいは、加算の記録は必要事項が足りていれば通常の記録でも問題なく、別途作成は不要ですか。

また、モニタリングの記録として、モニタリング報告書、加算の記録は通常の記録で良いと考えて良いですか。

A

指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し当該加算を算定する場合、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があります。

しかし、これらの記録はそれぞれ別途重ねて作成する必要はなく、加算の算定に必要な事項の記載があれば、モニタリング報告書と一体的に作成することも可能です。ただし、当該加算の記録について、運営指導等において市から求めがあった場合には、直ちに提示できるよう整理し保管することとしてください。

なお、当該加算に関しては、次の事項を確認し記録することが算定の要件となります。

- ①障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況
- ②サービス提供時の利用者の状況
- ③その他必要な事項

(「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1 (平成30年3月30日)」問86、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2 (令和3年4月8日)」問28、参照)

Q 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の請求について

「6 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の請求に関して ③」で、「サービス利用支援費の請求については…利用者から文書により同意を得た時点の月である」とありますが、これは新規の場合と捉えて良いですか（実際は更新の場合は支給決定が翌月になる場合もありますが「障害福祉サービス支給決定終了月が当該請求月」となるので遡って作成日を決めていることが多い）。

A

サービス利用支援費の請求については、原則更新の場合も同様に取り扱います。

Q サービス担当者会議における利用者等の参加について

令和6年度報酬改定で、サービス担当者会議について、「原則として利用者等が参加するもの」とされましたが、利用者等の意味は、本人は必須として、加えて家族等が参加するとの理解でよいですか。また、障害児相談の場合、本人の参加は必須ではないとの理解でよいですか。

A

利用者等の意味については、利用者本人又は利用者本人とその家族、という理解で結構です。また、障害児において給付決定対象者は保護者ですが、障害児本人の意向を尊重するという観点から、本人も参加することが望ましいと考えられます。

しかし、障害児の場合、年齢や発達の程度により意向の確認がより難しい、あるいは適当でない場合があることから、必ずしも一律に参加を求めることが望ましいと言えない場合があります。障害児本人の意向が尊重され、障害児の最善の利益を考慮した内容となるよう、会議への参加が難しい場合であっても、開催前に障害児本人や保護者に直接会って意見を聴くなどの配慮が必要です。

Q 掲示物について

掲示物について、同一建物内に同一法人の複数の事業所がある場合、本部のメインとなる事務所に掲示物(虐待・運営規定・重説など)を貼っていますが、相談支援の事務所にも掲示する必要がありますか。

A

事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援（障害児相談支援）の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、掲示又はいつでも閲覧できる状態で備え付けておく必要があります。

また、同一建物内に同一法人の複数の事業所（他の特定障害福祉サービス等）がある場合においては、それぞれの事業所において、重要事項の掲示等を行う必要があります。

Q 研修などの記録について

研修や委員会などの記録を法人本部のメインとなる事務所で一括保管しています。相談支援の事務所に同じものを改めて保管する必要はありますか。

A

事業者は、諸記録の整備を適切に行う必要があります。法人本部において研修及び委員会の記録等、一部の記録を保存し、その管理を適切に行う場合には、同様の書類の写しを相談支援事業所に改めて保存しておく必要はありません。

なお、運営指導の際には資料の一部を事業所において確認させていただく場合がございますので、その際には事前に資料を事業所に移動していただく等、ご協力をお願いします。